

2015 年度  
ステークホルダー  
エンゲージメントプログラム  
(人権デューディリジェンスワークショップ)

AGC

asics

その情熱で、先端へ  
新日鉄住金エンジニアリング  
NSENGI

TOTO

JT

日本通運  
NIPPON EXPRESS

日本郵船

FUJIFILM

mizuno

三菱重工

経済人コーポラ卓会議日本委員会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-33 渋谷三信マンション 505 号室

電話: 03-5728-6365 FAX: 03-5728-6366 <http://www.crt-japan.jp>

「業界毎に重要な人権課題 第四版」

近年「ビジネスと人権」に関する議論や取り組みが活発に行われている。ニッポンCSRコンソーシアムでは2012年9月より、様々な業種に属する企業やNPO・NGOの方々、学識有識者の参加を得て、企業が関与する人権への負の影響の特定に向けた議論を行った。

2015年度は、第1部（6月10日～7月3日）として「業界毎に重要な人権課題の特定」を行い、第2部（7月14日～7月28日）として「持続可能性に配慮した食の調達」に関するワークショップを開催し実施した。その後、第1部で議論した内容を事務局の方で取り纏めて、パブリックコメント（9月8日～11月6日）を実施した。

寄せられたご意見等について検討した結果、「業界毎に重要な人権課題 第四版」（以下、「本課題」）とよびます）を次の通り策定したので、ここに開示する。

今後、本課題への取り組みについては、各業界で抽出した「ビジネスと人権」に関する課題を個別企業で適切に対処していくことを期待する。

本課題の取り纏めに関する一切の責任は、ニッポンCSRコンソーシアムを運営する経済人コー円卓会議日本委員会にある。

## 目次

1.	はじめに	4
1-1.	ステークホルダー・エンゲージメントプログラム (人権デューディリジェンスワークショップ) 実施の目的	4
1-2.	人権課題の特定に向けた取り組み	5
1-3.	2015 年度の実施プロセス	6
1-4.	本課題における留意点	7
2.	意見の募集について	8
3.	本プログラムに関するニッポン CSR コンソーシアム事務局の見解	9
4.	パブリックコメントを受けて	10
5.	業界毎に重要な人権課題 (第四版)	
5-1.	製造業 (電機・精密・その他)	11
5-2.	製造業 (インフラ関連)	15
5-3.	情報・通信業	19
5-4.	物流業	22
5-5.	金融業	25
5-6.	化学・建築材料業	28
5-7.	製薬業	31
5-8.	アパレル業	33
5-9.	食品業	36
5-10.	紙・印刷業	39
5-11.	監査・コンサルティング業	41
6.	2015 年度 第 1 部ステークホルダー・エンゲージメントプログラム 参加者一覧	44

## 1 はじめに

### 1-1. ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）実施の目的

ニッポン CSR コンソーシアムは、企業が単独ではなく NGO と共に人権課題について議論する場を設け、「ビジネスと人権」の関連性について気付きを高め、人権に配慮した企業活動を促進すべく 2012 年 9 月に設立された。それ以来、3 年にわたり、ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）を実施している。本プログラムには、企業からの参加者を中心に NGO/NPO や学識経験者、有識者の参加を得ており、2012 年度は 39 社および 11 団体 68 名、2013 年度は 15 社 12 団体 35 名、2014 年度は 34 社 17 団体他 68 名、2015 年度の第 1 部は 48 社 17 団体他 98 名が参加した。

本プログラム実施の背景には、企業は予算や人員などの点で限られたリソースの中で人権課題に取り組まねばならないという実状がある。企業が関連しうる人権課題にはさまざまなものが存在し、ステークホルダーから多岐に亘る要望や要求が寄せられるが、その全てに対応することは不可能である。たとえ年に一度であったとしても企業と NGO/NPO との間で討議する場を設け、次年度において着手すべき人権課題が何かを議論して重点的に取り組む課題を特定することは、予算に基づいて計画的に対応する仕組みを持つ企業にとって現実的な手法であるといえる。

一方で、本プログラムでは活動の継続性も重視している。前述したようにあらゆる課題や要望を一度に解決することが不可能である以上、少しずつであっても解消に向けて努力を続けていくことが重要だからである。また、社会が企業に求める課題や要望は一定ではないため、その変化にいち早く気づくことが重要だからである。

ニッポン CSR コンソーシアムでは、本ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）を、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（Guiding Principles on Business and Human Rights<sup>1</sup>）が定義する人権デューディリジェンスの企業が関与する人権への負の影響の特定に資する活動と位置付け、その後の個々の企業における人権への負の影響の特定、分析、評価、適切な対処のための行動、情報提供、継続的追跡調査<sup>2</sup>につながる活動と捉えている。

<sup>1</sup> [http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31\\_en.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf)（アクセス日時 2014.11.26）

<sup>2</sup> 参考：ヒューライツ大阪「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」フレームワークの実施のために」、[http://www.hurights.or.jp/japan/img/guiding\\_principles\\_digest.pdf](http://www.hurights.or.jp/japan/img/guiding_principles_digest.pdf)（アクセス日時 2014.11.26）

## 1-2. 人権課題の特定に向けた取り組み

ニッポン CSR コンソーシアムでは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Guiding Principles) に沿って、業界別に重要な人権課題の特定を進めている。それぞれの年度における取り組みは以下の通りである。

2012 年度に開催の人権デューディリジェンスワークショップでは、UNEP FI (国連環境計画金融イニシアティブ) が策定した人権ガイダンスツール (Human Rights Guidance Tool) における「ビジネスに関連する人権課題と、ビジネスへの期待を特定する (仮訳)」(Identifying the human rights issues and expectations relevant to business)<sup>3</sup>を参考に、業界毎に重要な人権課題を特定した。結果は、「業界毎に重要な人権課題 (2013 年)」として公表した。

2013 年度は、前年度に策定した「業界毎に重要な人権課題 (2013 年)」について、さらにバリューチェーンの観点から深掘りを行った。結果は、「業界毎に重要な人権課題 (第二版)」として公表した。これは、各々の人権課題がどの部署における活動と関連しうるのかを理解する上で有用であると考えられる。

2014 年度は、前年度に寄せられたパブリックコメント「人権課題はその課題が発生する文脈に則して理解するべきだ」に対応すべく、(1) World Economic Forum がグローバルリスク報告書において特定しているグローバルリスク (以下、WEF グローバルリスク) 31 種のうち、特に相互関連性の高い WEF グローバルリスク 16 種を対象に、自業界に特に大きな影響を与えるものを選択し、(2) 選択した 16 種の WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性の把握に努めた。これは、自業界にとって人権課題が重要である理由や、社会課題と環境課題がダイナミックに関連づくことを理解する上で有用であると考えられる。

2015 年度の第 1 部では、NGO/NPO、有識者から問題提起を受け、UNEP FI (国連環境計画金融イニシアティブ) が策定した人権ガイダンスツール (Human Rights Guidance Tool) (2011 年策定、2014 年改正)<sup>4</sup>を参考に、2013 年度にニッポン CSR コンソーシアムが策定した「業界毎に重要な人権課題 (第二版)」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行った。2015 年度のワークショップの特徴として、近年日本で高い関心を集める性的マイノリティ問題や外国人実習生・労働者問題が NGO/NPO、および有識者より提起された。また、2014 年度では対象業界が 9 業界に対し、2015 年度のワークショップでは新たな業界が追加され (11 業界)、より幅広い業界で重要な人権課題を特定した。

<sup>3</sup> <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/fundamentals.php> (アクセス日時 2012.11.01)

<sup>4</sup> <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/index.php> (アクセス日時 2015.07.03)

### 1-3. 2015年度、第1部の実施プロセス

以下の4つのステップを実施している。各ステップの詳細は以下の通り。



#### Step1

- 企業からの参加者（以下、参加者）は、NGO/NPO、および有識者の計11団体より、企業活動を通じて侵害されうる人権状況とその背景についての説明を受けた。

#### Step2

- UNEP FI (国連環境計画金融イニシアティブ) が策定した人権ガイダンスツール (Human Rights Guidance Tool) (2011年策定、2014年改正) を参考に、2013年度にニッポン CSR コンソーシアムが策定した「業界毎に重要な人権課題 (第二版)」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行った。

#### Step3

- 参加者は議論内容を取り纏めて NGO/NPO、及び有識者間でダイアログを行った。ダイアログ後に参加者は NGO/NPO、及び有識者から受けたコメントを再度検討し、業界毎に最終版を取り纏めた。事務局は、全業界の最終版を取り纏め、「業界毎に重要な人権課題 (案)」を策定した。

#### Step4

- 2.1. 事務局は、案文を2015年9月8日（火）から2015年11月6日（金）（日本時間）の期間にパブリックコメントを実施した。寄せられた意見を検討した後、本課題を策定した。

#### 1-4. 本課題における留意点

##### 1-4.a 重要な人権課題の業界毎の偏りについて

NGO/NPO や有識者などから企業に対して指摘される事項には、業界によってそのレベル感に偏りが存在する。これは、現時点における NGO/NPO や有識者などの問題認識のレベル感に温度差が生じている結果といえる。同様に言えることとしては、参加者間の意識の隔たりである。これは参加者が属する企業及び業界の状況によって、取り組み内容や意識に自ずとずれが生じることを示している。

##### 1-4.b 検討および分析の範囲について

今回の検討および分析の範囲には、以下を含めない。

- ・ 昨年度策定された「**WEF グローバルリスクマップ**」については、今年度の取り組みの方向性に沿わないため、本年度のワークショップに検討範囲に含めない。
- ・ 特定された人権課題および **WEF グローバルリスク**への対応については、本年度の検討範囲に含めない。今後の検討課題とする。

## 2 意見の募集について

以下の1から3までの3点についてのご意見を募集した。

ご意見は、該当箇所が分かるように、対象業界、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。必要に応じて、添付の意見記入用紙をご利用ください。

1. 本課題に対して、感じたことや思われたことについて、自由にご意見ください。
2. 「業界毎に重要な人権課題（案）」についてご意見ください。
3. 最終報告書は2015年12月に発行予定です。最終報告書を取り纏める際の形式や手続き等について、ご意見ください。

### 3 本プログラムに関してのニッポン CSR コンソーシアム事務局の見解

国際的な CSR 動向において「ビジネスと人権」への取り組みの重要性が欧米を中心に高まってきている。CSR の法令化や義務化、急速に成長する社会的責任投資市場、人権に関するガイドラインや規格の策定、増加するメディア報道や進化するソーシャルメディアなど、このような企業を取り巻く社会的環境の変化が CSR への対応を必然的に高めている。一方、企業のグローバル展開が進む中、進出先の現地が抱えている人権や環境等の問題に直面せざるをえない状況になってきている。これは、従来は比較的狭義にとらえられていた企業の範囲外で、様々なリスクが顕在化しており、常に想定外の「地雷」を踏むリスクがあることを意味している。「リスクマネジメント」の観点からも、これらの問題に対応することを企業は求められている。

こうした問題に対応するため、一般的に「ラギー・フレームワーク」と言われる国連「ビジネスと人権の指導原則」(2011年)は企業に人権への影響を特定、予防、軽減、説明する4つの人権デューディリジェンスプロセスを実施することを推奨している。そこで、ニッポン CSR コンソーシアムでは、1つ目のプロセスである企業が関与する負の人権への影響の特定、分析、評価するため本ステークホルダー・エンゲージメントプログラムを2012年に立ち上げ、本年度も実施した。

2015年度のステークホルダー・エンゲージメントを通して、改めて企業と NGO には「ビジネスと人権」の理解への隔たりがあり、NGO の文脈で出てくる用語を企業が正しく把握していないことが判明した。例えば、「先住民族の権利」が現地への進出・操業における具体的な問題にもかかわらず、企業は「土地所有権」に焦点を置いて物事を考える傾向にある。このような認識の隔たりは、生活権利の主体と客体という対象による課題の捉え方の違いによって生み出され、これが人権尊重の促進に向けた阻害要因となっていると考えられる。

本プログラムでの気づきとして、企業が人権リスクに取り組む際に重要なことは「人権の侵害を受けるおそれのある人々の視点に立って考える」ことだと認識した。そのために実効性のある救済メカニズムを構築し、人権侵害を受けている当事者や彼らを支援する NGOs と対話を行い、人権デューディリジェンスを実行することが大切である。つまり、現場の声を拾い、地域特有の喫緊課題を認識し、企業が有する専門性と戦略性を合わせて課題・リスクに的確に対応し、説明責任 (accountability) と透明性 (transparency) を果たして正統性 (legitimacy) を確保していくことが重要である。そうすることで、事業存続の条件 (License to Operate) であるとともに、ステークホルダーからの信頼性を確保し、企業の持続的な競争力の源泉となり得るものだと言える。

#### 4. パブリックコメントを受けて

皆さまから頂いた貴重なご意見については、改めて感謝の意をお伝えしたい。本当にありがとうございました。

頂いたご意見の中には、本プログラムを肯定的に評価していただいているものが多くあった。例えば、業界毎に人権課題が細分化されてリスク予測が記載されている点、直接関わりのないように見えるリスクが実は自社と関連性があることが把握できる点に関して評価できる声が多かった。また本プログラムを通じて、企業と NGO 関係者の出会いの場を設定し、人権課題について議論を進められていることを評価している点もあった。ただ、ステークホルダーでも、特に人権侵害を受けている直接の当事者の声が含まれていないことに限界を感じるという声が寄せられた。NGO は、「人権課題」を抱える人たちの代弁者であるが、人権侵害の実情を訴える意味において限界がある。企業が人権課題に取り組む際には、「人権課題」の当事者との対話が重要であることを認識しなければならない。

また、近年グローバルレベルで「性的マイノリティ」や「外国人労働者」に関しての人権課題に高い関心が寄せられている。この 2 つの課題に対応していくことが世界の潮流となっている中で、日本企業も明確に現状を把握して具体的な対応策を実施していく必要があるとの意見が多く見受けられた。また国内で注目されている日本の食に関する課題や女性活躍推進に関する課題も日本企業は更に真摯に取り組む必要があるとの声も上がられていた。

上記の 4 つの課題（性的マイノリティ、外国人労働者、日本の食に関する課題、女性活躍推進）に関して議論を深堀するため、当会は本年度の 9 月 16・17 日に開催した「ビジネスと人権に関する国際会議 in 東京」で取り上げ、招聘された海外の有識者、ステークホルダー・エンゲージメントプログラムに参加した企業関係者と NGOs を交えて議論を行った。その場を通して、企業は企業活動と密接な関係のあるサプライチェーン上での権利の所有者（Rights-holder）と真摯にダイアログを行い、課題を認識し、自社の人権デュー・ディリジェンスを機能させることが重要である認識した。

ニッポン CSR コンソーシアムは、今後とも企業、NGO/NPO、有識者の方々、そしてイニシアティブ団体の方々と協働して、「ビジネスと人権」に関する課題の解決に向けた取り組みへの支援に努めていく次第である。本課題が、企業の皆さまの「人権デュー・ディリジェンス」実施の上でのお役に立つことを期待する。

経済人コー円卓日本委員会  
専務理事兼事務局長 石田 寛  
松崎 稔  
和田 浩揮

## 5. 業界毎に重要な人権課題（第四版）

### 5.1 製造業（電機・精密・その他）

製造業に適合する主なバリューチェーンを以下の7つに分類し、主に以下の製品およびサービスを対象として、具体的懸念事項の深堀を行った。

#### 5.1.1 製造業に適合するバリューチェーン

創 る：研究、開発、設計

買 う：設備建設、調達

造 る：生産、製造

運 ぶ：保管、物流

売 る：販売、営業

使 う：消費、利用

捨てる：廃棄、リサイクル

#### 5.1.2 対象とする製品・サービス名

火力発電プラント、電子部品（注）、デジタルカメラ

注）電子部品は多様な製品群が存在しているが、バリューチェーンの特定に、フェライト製品を取り上げた。

5.1.3 対象とする製品・サービスにおいて重要と考える人権課題と、関連するバリューチェーン

製造業（電機・精密・その他）において重要と考える人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンを〔 〕内に記載	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場における待遇	労働時間 または賃 金	・ 主に海外工場において、賃金水準が地域の生活水準に合わず、また出来高払い賃金制により長時間労働が常態化するおそれ	✓	✓	✓	✓	✓		
			・ 日本でのサービス残業	✓	✓	✓	✓	✓		
	健康および安全		・ 特に、研究や製造・工場現場における死亡や重傷を伴う労働災害〔創造〕	✓	✓	✓	✓	✓		
			・ 長時間労働により、従業員のヘルスケア、特にメンタルヘルスに不調をきたすおそれ ・ 健康診断の未実施による病気の進行 ・ 一部屋数名での寮生活等最低限のスペースが確保されていない生活環境、衛生設備（シャワー、トイレなど）の不備、工場敷地内の寮の設置、外側から鍵を掛けた管理等が従業員の健康に悪影響を及ぼすおそれ ・ 指サック、手袋、マスク、イヤプラグ等の保護用品の欠如または不着用による職業病の進行							
	差別	従業時	・ 労働条件、研修・トレーニング（職業訓練）、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ、女性、性的マイノリティへの差別	✓	✓	✓	✓	✓		✓
	児童労働	最低年齢	・ 途上国のサプライチェーン（下請作業等）において児童の就労、ブローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ。アジアの労働者がなりすましで採用に応募するおそれ		✓	✓	✓	✓		
強制労働	雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	・ アジアにおける外国人労働者の斡旋の際に、（斡旋業者が労働者へ）雇用にあたり過度な採用費用の支払いや身分証明書（パスポート等）の預かりを求めるおそれ			✓	✓			✓	
	強制的な残業	・ 過度なノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ	✓	✓	✓	✓	✓			

製造業（電機・精密・その他）において重要と考える人権課題（つづき）			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンを〔 〕内に記載	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業 / サプライチェーン	結社の自由と団体交渉権	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の代表や労働組合等との対話やコミュニケーションが不足しているおそれ</li> <li>労使協議や団体交渉の制度化や運営が十分になされていないおそれ。また、団体交渉権は認められているが、実際には交渉が行われていないおそれ</li> <li>ユニオン・ショップ制において労働者の権利が十分に確保されていないおそれ</li> <li>労働組合の組成や活動が禁止されている（実体として禁止されている場合も含む）により、労働者の権利が十分に確保されていないおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓		
コミュニティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の低い（電力使用量の低い、リサイクルしやすい）製品開発および製品設計、物流、販売〔創/使/捨/運/売〕</li> <li>工場や現地工事サイトにおける水や土地の乱用や汚染〔買/造/捨〕</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	治安	非政府勢力への支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の調達において、資金や製品やサービスが非政府勢力や武装勢力へ流れる恐れ（例：紛争鉱物<sup>5</sup>）</li> </ul>		✓					
社会と政府	政府との関係	人権に対する認識が低い国との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が現地の人々（先住民やマイノリティを含む）の合意を適切に得ていない土地に、新規進出（工場建設等）するおそれ</li> <li>工場誘致に際して、受け入れ政府側が提示する独自の労働基準が、国際的なそれに則っていないおそれ</li> <li>オフシェア開発（創）、道路整備（運）、廃棄物処理（捨）リスク</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
		賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に許認可を得る際に、Facility Payment などの賄賂や腐敗にさらされるおそれ</li> <li>契約時の贈収賄、業界での慣習、馴合い（取引/操業形態において）、政府系事業受注時の不正行為への加担リスク</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
消費者課題	消費者との関係	健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の健康と安全に配慮した、責任あるマーケティングの実施といった、ポジティブな働きかけ〔売〕と、これを通じた消費者の環境意識向上への貢献〔使/捨〕</li> <li>顧客に提供した製品・サービスの不具合により、最終的に消費者の生命や健康面に被害を与えるおそれ〔創/造〕</li> </ul>	✓		✓		✓	✓	✓

<sup>5</sup> OECD（2011年）、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための「デュー・ディリジェンス・ガイダンス」、OECD パブリッシング（出版部）、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd\\_ddg\\_jp.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf)（最終検索日：2014年3月3日）

#### 5.1.4 対象とする製品・サービスに限らず、製造業において重要と考える人権課題と、関連するバリューチェーン

- ・ 事業／サプライチェーン→児童労働→最低年齢

および コミュニティ→資源→その他：

先進国で、資源回収の目的で収集された製品が、途上国へ輸出され、最終形態としてゴミとして廃棄される。そこで、資源回収に児童が携わることにより児童労働を生むおそれ。また、廃棄された製品が有害かつ有毒である場合には、その処理方法が不十分であるために、廃棄された地域の住民の健康を害するおそれ<sup>6</sup>〔捨〕

- ・ コミュニティ→資源→天然資源の利用：

先住民族の有する伝統的知識の保護、およびその使用に際する先住民族への利益の配分（ABS: Access and Benefit-Sharing）〔創/買〕

---

<sup>6</sup> Business & Human Rights Resource Centre、「アフリカ・コートジボワールにおける事例（仮訳）」 *Case profile: Tragigura lawsuits in Cote d'Ivoire*、[（英語サイト）](http://www.business-humanrights.org/Categories/Lawlawsuits/Lawsuitsregulatoryaction/LawsuitsSelectedcases/TrafiguralawsuitsreCtedIvoire)  
[\[http://www.business-humanrights.org/Categories/Lawlawsuits/Lawsuitsregulatoryaction/LawsuitsSelectedcases/TrafiguralawsuitsreCtedIvoire\]](http://www.business-humanrights.org/Categories/Lawlawsuits/Lawsuitsregulatoryaction/LawsuitsSelectedcases/TrafiguralawsuitsreCtedIvoire)（最終検索日：2014年3月3日）

## 5.2 製造業（インフラ関連）

製造業に適合する主なバリューチェーンを以下の7つに分類し、主に以下の製品およびサービスを対象として、具体的懸念事項の深堀を行った。

### 5.2.1 製造業に適合するバリューチェーン

創 る：研究、開発、設計

買 う：設備建設、調達

造 る：生産、製造

運 ぶ：保管、物流

売 る：販売、営業

使 う：消費、利用

捨てる：廃棄、リサイクル

### 5.2.2 対象とする製品・サービス名

火力発電プラント、電子部品（注）、デジタルカメラ

注）電子部品は多様な製品群が存在しているが、バリューチェーンの特定に、フェライト製品を取り上げた。

5.2.3 対象とする製品・サービスにおいて重要と考える人権課題と、関連するバリューチェーン

製造業（インフラ関連）において重要と考える人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンを〔 〕内に記載	バリューチェーン								
				創	買	造	運	売	使	捨		
事業 / サプライチェーン	職場における待遇	労働時間または賃金	・主に海外工場において、賃金水準が地域の生活水準に合わず、また出来高払い賃金制により長時間労働が常態化するおそれ		✓							
			・日本でのサービス残業（IT技術の発達に伴う持ち帰り残業などの増加）	✓	✓	✓	✓	✓				
	健康および安全		・特に、研究や製造・工場現場における死亡や重傷を伴う労働災害〔創造〕	✓								
			・長時間労働により、従業員のヘルスケア、特にメンタルヘルスに不調をきたすおそれ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
			・劣悪な生活環境（一部屋数名での寮生活）、衛生設備（シャワー、トイレなど）の不備、工場敷地内の寮の設置、外側から鍵を掛けた管理等が従業員の健康に悪影響を及ぼすおそれ		✓	✓						
			・指サック、手袋、マスク、イヤプラグ等の保護用品の欠如または不着用による職業病の進行	✓	✓	✓	✓					
差別	採用・従業時	・労働条、研修・トレーニング（職業訓練）、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ、女性への差別（障害者、性的マイノリティ、民族、宗教などあらゆる差別）	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓		
児童労働	最低年齢	・途上国のサプライチェーン（下請作業等）において児童の就労、ブローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ。アジアの労働者がなりすましで採用に応募するおそれ		✓	✓							
強制労働	雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	・外国人労働者の斡旋の際に、（斡旋業者が労働者へ）雇用にあたり過度な採用費用の支払いや身分証明書（パスポート等）の預かりを求めるおそれ		✓	✓							
	強制的な残業	・過度なノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ	✓	✓	✓	✓	✓					

製造業（インフラ関連）において重要と考える人権課題（つづき）			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンを〔 〕内に記載	バリューチェーン							
				創	買	造	運	売	使	捨	
事業/ サプライチェーン	社 会 的 自 由 と 団 体 交 渉 権	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の代表や労働組合等との対話やコミュニケーションが不足しているおそれ</li> <li>労使協議や団体交渉の制度化や運営が十分になされていないおそれ。また、団体交渉権は認められているが、実際には交渉が行われていないおそれ</li> <li>ユニオン・ショップ制において労働者の権利が十分に確保されていないおそれ</li> <li>労働組合の組成や活動が禁止されている（実体として禁止されている場合も含む）により、労働者の権利が十分に確保されていないおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
コミュニティ	資源	天然資源の利用 インフラの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や現地工事サイトにおける水や土地の乱用や汚染〔買/造/捨〕</li> <li>現地住民の水アクセスや農業など生活基盤として使用している土地の収奪</li> </ul>		✓	✓					✓
	治安	非政府勢力への支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の調達において、資金や製品やサービスが非政府勢力や武装勢力へ流れる恐れ（例：紛争鉱物<sup>1</sup>）</li> </ul>		✓						
社会と政府	政府との関係	人権に対する認識が低い国との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が現地の人々（先住民やマイノリティを含む）の合意を適切に得ていない土地に、新規進出（工場建設等）するおそれ</li> <li>進出先の現地法規が国際的な基準を下回っているおそれ</li> </ul>		✓	✓					
		賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に許認可を得る際に、Facility Payment などの賄賂や腐敗にさらされるおそれ〔造〕</li> <li>契約時の贈収賄、業界での慣習、馴合い（取引/操業形態において）、政府系事業受注時の不正行為への加担リスク〔売〕</li> </ul>		✓	✓	✓	✓			
	消費者課題	消費者との関係	健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客に提供した製品・サービスの不具合により、最終的に消費者の生命や健康面に被害を与えるおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓		✓	✓	✓

#### 5.2.4 対象とする製品・サービスに限らず、製造業において重要と考える人権課題と、関連するバリューチェーン

- ・ 事業／サプライチェーン→児童労働→最低年齢

および コミュニティ→資源→その他：

先進国で、資源回収の目的で収集された製品が、途上国へ輸出され、最終形態としてゴミとして廃棄される。そこで、資源回収に児童が携わることにより児童労働を生むおそれ。また、廃棄された製品が有害かつ有毒である場合には、その処理方法が不十分であるために、廃棄された地域の住民の健康を害するおそれ<sup>7</sup>〔捨〕

- ・ コミュニティ→資源→天然資源の利用：

先住民族の有する伝統的知識の保護、およびその使用に際する先住民族への利益の配分（ABS: Access and Benefit-Sharing）〔創/買〕

---

<sup>7</sup> Business & Human Rights Resource Centre、「アフリカ・コートジボワールにおける事例（仮訳）」 *Case profile: Tragigura lawsuits in Cote d'Ivoire*、[（英語サイト）](http://www.business-humanrights.org/Categories/Lawlawsuits/Lawsuitsregulatoryaction/LawsuitsSelectedcases/TrafiguralawsuitsreCtedIvoire)  
[<http://www.business-humanrights.org/Categories/Lawlawsuits/Lawsuitsregulatoryaction/LawsuitsSelectedcases/TrafiguralawsuitsreCtedIvoire>]（最終検索日：2014年3月3日）

### 5.3 情報・通信業

情報・通信業に適合する主なバリューチェーンを以下の6つに分類し、主に以下の製品およびサービスを対象として、具体的懸念事項の深堀を行った。

#### 5.3.1 情報・通信業に適合するバリューチェーン

創 る：研究開発

買 う：オフィス・データセンターなどへの設備投資、機器・機材・原材料・ソフトウェアなどの調達

作 る：情報システム企画・立案、プログラム開発、システム保守

売 る：ネットワーク提供、共同利用型システムおよび保守・運用サービス、販売・営業

使 う：共同利用型システム運用、データ保管

捨てる：償却

5.3.2 対象とする製品・サービスにおいて重要と考える人権課題と、  
関連するバリューチェーン

情報・通信業において重要と考 える人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン					
				創	買	作	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場に おける 待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム開発におけるリリース前やシステム障害が発生した場合などのピーク時に、長時間労働（休日出勤を含む）や不払い残業が発生するおそれ〔創/買/作/使〕</li> <li>日本と異なる政治的および経済的要因により、海外協力会社（委託先）や下請け SI 会社において労働安全衛生が十分に確保されていないおそれ〔創/作/使〕</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	
		健康およ び安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働により、ヘルスケア、特にメンタルヘルスに不調をきたすおそれ〔創/作/売/使〕</li> <li>通信網施設作業などによる安全衛生上のリスク発生のおそれ〔作〕</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
	差別	従業員時	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別・性的指向や国籍の違いにより、研修・トレーニング、昇進面において不平等な扱いを受ける可能性</li> <li>女性の産休後や介護を行う労働者が、本人の意思なしに他の部署に移転されるおそれ〔買/作/使〕</li> </ul>		✓	✓		✓	
	強制労働	強制的な 残業	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度なノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
	結社の 自由と 団体交 渉権	国内法で 認められ ていない 場合の措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>結社の自由と団体交渉権が確保されていないおそれ</li> </ul>	✓		✓			
	個人情 報の保 護・管理	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>預かりの個人情報が漏えいするおそれ〔作/売/使/捨〕</li> <li>個人情報が、個人の同意なく集められるたり、使用されるおそれ〔売/使〕</li> <li>個人情報管理に携わる社員に、十分な教育が実施されず、意識が高まらなくなるおそれ〔売/使〕</li> <li>消費者に、個人情報のリスクに関する啓発・教育が実施されず、リスクを認識し避けるための方法が身に付かないおそれ〔使〕</li> </ul>			✓	✓	✓	✓

情報・通信業において重要と考 える人権課題（つづき）			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔〕内に記載	創	買	作	売	使	捨
コミュニ ティ	資源	天然資源 （水や土地 等）の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>データセンターにおける環境に配慮したエネルギー（省エネ化、電源責任）や水の利用〔買〕</li> <li>データセンターにおける騒音や異臭等により、地域住民の生活権にネガティブな影響を与えるおそれ〔使〕</li> <li>電子機器が適切に廃棄されないことにより、環境汚染が引き起こされるリスク〔捨〕</li> </ul>		✓			✓	✓
		インフラの 利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの構築を通じて、地域のインフラ整備に貢献するといった、ポジティブな働きかけ〔作/使〕</li> <li>電気や技術トラブルなどによってサービスが停止することによる、利用者の社会生活をおびやかすおそれ〔使〕</li> </ul>			✓		✓	
	コミュニ ティ への投 資	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>IT サービスや情報提供を通じた、情報格差の是正、これによる人々の生活向上、環境改善といった、ポジティブな働きかけ</li> </ul>			✓		✓	
社会と 政府	政府と の関係	人権に対す る認識が低 い国との関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>（オフショア開発の委託先企業国において、）法整備が十分でなく、強制的な残業など抑制が効かないおそれ〔作〕</li> <li>政府斡旋の工業団地へ進出する際に、その土地の取得にあたり、少数民族の土地所有権が剥奪されているおそれ〔買〕</li> <li>データセンター事業やクラウドサービスなどに関し、国家権力からの個人情報提供要求に抗しきれないおそれ〔売/使〕</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	
		賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>特にオフショア先でのマーケットリサーチや、営業活動（特に、公官庁向けの IT サービス提供など）において、賄賂や腐敗にさらされる可能性〔創/売〕</li> </ul>	✓			✓		
消費者 課題	消費者 との関 係	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に運用の部分において、情報漏洩等によるプライバシー権を侵害するおそれ</li> <li>ビッグデータビジネスにおいて、いくつかの情報やデータを組み合わせることで個々のデータでは識別されなかった個人が特定されるおそれ。また、そのような顧客情報が、顧客の事前の了解なしに商業的な目的で利用されるおそれ</li> <li>不正サイト（自殺サイトなど）や不正な ICT 利用（リベンジポルノなど）により、人権が脅かされるおそれ</li> <li>インターネット上の暴力、暴言、ポルノなどが、子どもの発達に負の影響を及ぼすおそれ〔使〕</li> </ul>				✓	✓	

## 5.4 物流業

物流業に適合する主なバリューチェーンを以下の4つに分類し、主に以下の製品およびサービスを対象として、具体的懸念事項の深堀を行った。

### 5.4.1 物流業に適合するバリューチェーン

創 る：研究、開発

買 う：設備投資、船や車両の調達

運 ぶ：保管、物流、輸送

捨てる：廃棄、リサイクル

### 5.4.2 対象とする製品・サービス名

複合事業、海上運送業、運輸業（旅客）

### 5.4.3 対象とする製品・サービスにおいて重要と考える人権課題と、 関連するバリューチェーン

物流業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン			
				創	買	運	捨
事業/サプライチェーン	職場における待遇	労働時間	<p>※ 物流・運輸は労働集約型産業であり、機械化などがより進むと考えられる将来においても、人の手による労働から脱却し得ない業務を少なからず有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繁忙期に、現場や協力会社において長時間労働が発生するおそれ</li> <li>・ 他国との協業により時差に伴う深夜・早朝業務により長時間労働が発生するおそれ</li> <li>・ 公共性が高い事業であるがゆえに、災害発生時に、予期せぬ長時間労働が発生するおそれ</li> </ul>				✓
		低賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金水準より低いおそれ</li> <li>・ 通販市場の拡大などに伴い恒常的に労働時間が長大化し、単位時間当たりの賃金が低下するおそれ</li> </ul>				✓
		健康および安全	<p>※ 物流・運輸業の現場には、重量物の積み下ろし・運搬、大型機械・車両の使用、列車に近接した作業など危険を伴う業務が必ず存在する。安全な状態を保つためには、日々の努力により危険を抑え込み続けることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運航船舶やターミナルなど、重機械や重量のある貨物を扱う現場において、作業安全に関する指導が不十分なために、労働災害が発生するおそれ【海運業】</li> <li>・ 海賊発生地域における、労働者の安全確保【海運業】</li> <li>・ 公共性が高い事業であるがゆえに、災害発生時に、労働災害の2次被害が発生するおそれ</li> <li>・ 長時間労働によりメンタルヘルスに不調をきたすおそれ</li> </ul>				✓
	差別	従業時	<p>※ 人口減少に伴う人材の不足を見込み、近年、契約・派遣社員やシニア社員の雇用、契約社員の正社員化、時短勤務や在宅勤務の実施など、人材や雇用形態は多様化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な人材が様々な形態の下で雇用されることにより、労働条件、研修・トレーニング、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ</li> <li>・ 港湾業務に携わる外国人が雇用と処遇面において不当に取り扱われるおそれ【海運業】</li> <li>・ 宗教や文化の違いを認めない画一化した取り扱いをなされるおそれ</li> </ul>				✓
整理解雇、解職		<p>※ 繁閑の差が甚だしいことや、輸送ルート・交通形態の変更があり得ることなどから、必要とされる労働力が、時期により大きく変化する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パートや契約社員が正社員と同等の業務に不十分な保障で従事し、彼らの無期限の雇用の希望が十分に考慮されない可能性<sup>8</sup></li> </ul>				✓	

<sup>8</sup> Institute for Human Rights and Business、「ビジネスと人権に関する指導原則の実践に向けた人材紹介業界向けのガイダンス（仮訳）」、*Employment & Recruitment Agencies Sector Guide on Implementing the UN Guiding Principles on Business and Human Rights*、2013年、(英語サイト)

[<http://www.ihrb.org/publications/reports/human-rights-guides.html>] (最終検索日：2014年3月3日)

物流業において重要と考える人権課題（つづき）			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン			
				創	買	運	捨
コミュニティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 化石燃料のみならず、非従来型天然ガス資源や自然エネルギーによる発電など、エネルギーソースの多様化が進んでいる。</li> <li>・ 燃料油の調達先において、環境汚染や大気汚染、水質劣化や生育地の破壊を引き起こすおそれ〔買〕</li> <li>・ 輸送ルートを通行する多くの輸送車両から排出されるガスにより、局地的に大気汚染を引き起こされるおそれ〔運〕</li> <li>・ 工場・鉄道の新路線・物流センター等の建設・使用により、土壌汚染・水質劣化・大気汚染等の環境破壊を引き起こすおそれ</li> </ul>		✓	✓	
		インフラの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進出先の道路や港湾などを、自社の運行する車両や船舶によって破損するおそれ</li> <li>・ 自社の車両が進出先の道路の渋滞を引き起こすおそれ</li> </ul>			✓	✓
	治安	国家による警備の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海賊発生地域に派遣される各国海軍、乃至は治安の悪い物流センターの警備のために一企業として雇用した警備員が、過剰な力を行使するおそれ</li> <li>・ 乗船する武装警備員が、船員・乗船員、そして海賊に対して、過剰な力を行使するおそれ【海運業】</li> <li>・ 海軍や海賊が、漁民等の地域住民の権利を侵害するおそれ【海運業】</li> </ul>				✓
	コミュニティへの投資		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物流センターなど自社インフラの開放（災害時の緊急避難施設として等）により、近隣住民に貢献できる可能性</li> <li>・ 海賊発生国の雇用創出プロジェクトに参画することにより、地域の貧困問題解決に貢献できる可能性【海運業】</li> <li>・ 短期的な観光キャンペーンにおいても、将来の利用可能性を念頭においた観光開発やアクセス整備を行うことにより、地域の生活基盤の向上に貢献できる可能性【運輸業（旅客）】</li> </ul>	✓	✓	✓	
社会と政府	政府との関係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Facilitation Payment などの、賄賂や腐敗にさらされるおそれ〔運〕</li> <li>・ ルート開発や設備投資について政府や行政と交渉を行う際に、政府との癒着、賄賂や腐敗に関与するおそれ〔創/買〕</li> </ul>	✓	✓	✓	
その他	不正取引、密輸	人身売買	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人身売買の被害者の輸送に、意図しないまでも直接的に関与するおそれ</li> </ul>			✓	

## 5.5 金融業

金融業に適合する主なバリューチェーンを以下の5つに分類し、主に以下の製品およびサービスを対象として、具体的懸念事項の深堀を行った。

### 5.5.1 金融業に適合するバリューチェーン

- 創 る：金融商品企画、研究、開発
- 買 う：オフィスやデータセンターなどへの設備投資、資金調達
- 作 る：ファンド組成
- 売 る：運用、審査、貸出、金融商品販売、送金ネットワーク/システム、販売・営業
- 使 う：資金管理・口座保管、クレジットカード

### 5.5.2 対象とする製品・サービス名

投資信託、投信（融資）、国内中長期融資、クレジットカード会社

### 4.5.3 対象とする製品・サービスにおいて重要と考える人権課題と関連するバリューチェーン

金融業において重要と考える 人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン				
				創	買	作	売	使
事業/ サプライ チェーン	職場に おける 待遇	労働時間	・ 顧客ニーズの多様化、業務課題、非定型業務比率の増大に伴う長時間労働	✓			✓	
		健康およ び安全	・ 長時間労働により、健康状態やメンタルヘルスに不調をきたすおそれ	✓			✓	
	差別	従業員時	・ 性別、性的指向、国籍や宗教等の違いにより、研修・トレーニング、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ ・ マネージャーの管理能力・資質	✓			✓	
コミュ ニティ	土地へ のアク セス	土地の所 有権	・ 抵当権設定等、適切な権利保全を図る上で前提となる土地の所有権等の整備がなされないために、人権侵害に関わるおそれ ・ 与信の担保としての土地の問題において、貸し手責任として、人権侵害に問われるおそれ	✓		✓	✓	
	コミュ ニティ への投 資	-	・ マイクロファイナンスを通じた就業機会や教育へのアクセスの拡大等、ポジティブな働きかけ〔創〕 ・ マイクロインシュアランス導入のポジティブな働きかけ〔創〕 ・ 新興国のインフラ整備を支援する商品の提供を通じた、ポジティブな働きかけ〔創〕 ・ 一方で、インフラ整備に向けた土地取得の際に、自由意思に基づく十分な説明を受けた上での合意がなく移転が実施されている、武力の行使に基づき移転が強制されている、移転先の環境や社会状況が著しく悪い等により、住民の権利が侵害されているおそれ	✓				
社会と 政府	社会と の関係	マネーワ ッシング と透明 性	・ 疑わしい資産の取引やギャンブルを通じて、賄賂や麻薬等の不正取引から得た資金の洗浄に関わるおそれ〔買/売〕 ・ (例)2015年に司法当局が動いた、FIFA 幹部団における長年の贈収賄の疑い		✓		✓	
		先住民 の権利 尊重	・ 邦銀が世界銀行グループの IFC の融資条件等と同様の対応を取らないことによるリスク					
		環境や 社会へ の配慮	・ 「赤道原則」を採択していない銀行によって引き起こされるリスク					
		環境・ 社会・ コーポ レート ガバナ ンス (ESG 問題) への配 慮	・ 「責任ある投資の原則」PRI: Principles for Responsible Investment)や2014年金融庁が公表した「日本版スチュワードシップ・コード」に対応していない場合のリスク					

金融業において重要と考える 人権課題（つづき）			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン				
				創	買	作	売	使
顧客	融資 先・投資 先・個人 との関 係	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資先、投資案件の、審査やモニタリング段階において、人権侵害状況が十分に考慮されないリスクおそれ、赤道原則の遵守〔売/使〕</li> <li>・ 先住民の有する土地の所有権と、その土地固有の原材料や原材料に関する知識の尊重。さらに、そこから生じる利益の公正公平な配分への配慮〔創/売〕</li> <li>・ 人権侵害に関わる企業をポートフォリオに組み入れることにより、人権侵害を助長するリスク〔作〕</li> <li>・ アウトソース先の債権回収会社によって恐喝やゆすり等の暴力的手段を通じて、過剰債務や貸付が行われているおそれ</li> <li>・ 危険資産の貸し出しを介して、世界全体に経済的な影響を及ぼすおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓
		善良な高齢者の金融被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニセ電話詐欺やタッチパネルの覗き見による不正被害</li> </ul>	✓			✓	
		障害者のカード利用機会の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が健常者と同等の対応のサービスが受けられないおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓

## 5.6 化学・建築材料業

化学・建築材料業において 重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン												
				資 金	設 備	研 究	開 発	調 達	生 産	保 管	物 流	販 売	利 用	廃 棄	そ の 他	
事業/ サプライチェーン	職場における待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BtoB 企業の特徴として、リソースを考えない受注により超過勤務が発生しやすい(自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 国/地域によって異なる労働条件に応じた労働時間管理の徹底度合いについて十分に把握できてはいない (サプライチェーン)</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓				
		健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物質 (化学物質など) や大規模設備を使用する製造業として、職場環境に比較的危険源が多い (自社、サプライチェーン)</li> <li>・ サプライヤーから化学物質に係る情報提供が不完全な場合は、自社従業員や最終消費者に対して健康被害を引き起こす可能性がある (自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 人を介しての安全性試験や機能性試験等、外部委託した場合、相手先企業の倫理観が希薄であれば、人権問題につながるおそれ (サプライチェーン)</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
		懲戒処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲戒処分に対する各国/地域の慣習が大きく異なっており、地域に合致していない懲戒処分方針を策定している恐れがある (自社)</li> <li>・ 懲戒処分者への苦情処理メカニズムの配備が十分とは言えない恐れがある (自社)</li> <li>・ 懲戒処分に対する各国/地域の慣習が大きく異なっており、サプライヤーにおける懲戒処分の実態を把握することが困難 (サプライチェーン)</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓		
	差別	従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域/時期によって社会問題となっている差別の事例が異なっており (例えば、2015 年時点では性的マイノリティの差別が発生)、グローバルで従業員における差別の撲滅が実施できていると言えない (自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 障がい者の労働環境の整備が追いつかないことで人権問題に繋がる恐れ (自社、サプライチェーン)</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

化学・建築材料業において重要と考える人権課題 (つづき)			具体的懸念事項	バリューチェーン												
				資金	設備	研究	開発	調達	生産	保管	物流	販売	利用	廃棄	その他	
事業 / サプライチェーン	差別	整理解雇、解職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理解雇の際、対象者が納得できる明確な選定基準を提示できていない可能性がある（自社、サプライチェーン）</li> <li>・ 余剰人員の判定根拠に基づき十分なコミュニケーションが実施されないことで、裁判などのリスクが発生する（自社、サプライチェーン）</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	強制労働	雇用にあたり保証金や文章の提出を求める搾取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民労働者の有無をグローバルで網羅的に把握出来てなく、発生時のレピュテーションリスクは非常に高い（自社、サプライチェーン）</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
		強制的な残業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BtoB 企業の特徴として、リソースを考えない受注より強制的な残業を強要する（または自発的就労であっても結果的に残業となる）可能性がある（自社、サプライチェーン）</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
		人身売買	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民労働者の有無をグローバルで網羅的に把握出来てなく、発生時のレピュテーションリスクは非常に高い（自社、サプライチェーン）</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	結社の自由	結社の自由と団体交渉権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使間交渉が正常でない場合は、ストライキ・ボイコットの発生により生産が止まるリスクがある（自社、サプライチェーン）</li> <li>・ 従業員が企業の干渉を受けずに労働関連事項を議論できる手段が無い恐れがある（自社、サプライチェーン）</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	国内法で認められていない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使間交渉が正常でない場合は、ストライキ・ボイコットの発生により生産が止まるリスクがある（自社、サプライチェーン）</li> <li>・ 従業員が企業の干渉を受けずに労働関連事項を議論できる手段がない恐れがある（自社、サプライチェーン）</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		

化学・建築材料業において重要と考える人権課題 (つづき)			具体的懸念事項	バリューチェーン											
				資金	設備	研究	開発	調達	生産	保管	物流	販売	利用	廃棄	その他
コミュニティ	資源	天然資源(水や土地等)の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的大量な資源を利用しているほか、汚染物質を流出や暴露などで地域の汚染被害を引き起こしやすい業種のため、地域社会への影響が大きい(自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 工場建設などによる森林伐採、過剰採取などによる水の枯渇のリスクがある(サプライチェーン)</li> <li>・ 資源枯渇により住民に与える影響がでる恐れがある(サプライチェーン)</li> </ul>		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
社会と政府	政府との関係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚職に係る法規制の域外適応が拡大して、莫大な課徴金を支払いにより、自社のステークホルダー(従業員や投資家)に影響を及ぼす可能性がある(自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 外国公務員への賄賂・過度なもてなし、取引円滑化のための支払いが発生する恐れ、非対応による操業停止命令を受けるリスク(自社、サプライチェーン)</li> </ul>					✓	✓	✓	✓	✓		✓	
		人権に対する認識の低い国との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権への対応を積極的に取り組んでいない国でも操業しており、人権加担リスクを引き起こす可能性がある(自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 現地政府からの許可等の取得が人権加担に繋がるリスク(人権に関する認識の低い国での活動によるレピュテーションリスクや人権加担リスク)の可能性がある(自社、サプライチェーン)</li> <li>・ 人権の認識を高める活動にリソースが必要となり利益を圧迫する恐れがある(自社)</li> </ul>					✓	✓	✓		✓	✓	✓	
	消費者との関係	健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物質(化学物質など)を使用しており、バリューチェーンにおける情報提供が不完全な場合、消費者に対して健康被害を引き起こす可能性がある(自社、サプライチェーン)</li> </ul>											✓	✓

## 5.7 製薬業

製薬業において重要と考える 人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン								
				研究	開発	購買	生産	流通	消費	廃棄		
事業/ サプライ チェーン	労働条件 における 対応	健康および 安全	・ 化合物もしくは医薬品の扱いにおいて、従業員の健康や安全を損なうおそれ	✓			✓					
			・ 医薬品の臨床開発段階で、受託臨床試験機関 (Contract Research Organization) において、被験者の健康と安全が十分に管理されていないおそれ。また、臨床データに不適切な関与が発生するおそれ		✓							
コ ミ ュ ニ ティ	資源	天然資源 の利用	・ 医薬品開発に欠かせない天然化合物（薬草など）を 求めることによる生物学的海賊行為（Bio-Piracy） のおそれ	✓		✓						
	医薬品 の環境 影響	健康および 安全	・ 自然界に漏出した医薬品・化学物質により環境が汚 染されるおそれ ・ 汚染環境による住民が健康を害するおそれ、および その住民が食料とする動植物に汚染が広がる恐れ	✓			✓	✓		✓		
政 府 と の 関 係	紛争前 および 紛争国 におけ る事業	製品供給 リスク	・ 不安定な社会情勢により医薬品を必要とする立場 の人々に製品が供給できないおそれ					✓				
	紛争後 の国へ の進出	製品供給 リスク	・ 不安定な社会情勢により医薬品を必要とする立場 の人々に製品が供給できないおそれ					✓				
	賄賂と 腐敗	認可権 限者との 関係	・ 製造販売の許認可権者（中央政府、地方政府）に対 しスムーズな承認を求めて違法行為を行うおそれ		✓		✓	✓				
		医療関係 者との 関係	・ 処方や治験のデータ改ざん、自社に有利な販促用デ ータの作成を依頼するために違法行為を行うおそれ		✓	✓				✓		

製薬業において重要と考える人権課題（つづき）			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				研究	開発	購買	生産	流通	消費	廃棄
政府との関係	人権に対する認識が低い国との関係	公共政策との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・地域の公衆衛生施策への協力が、人権を軽視する当局のプロパガンダや政治的信条を持つ個人に利用されるおそれ</li> <li>また、国策として医薬品開発・輸出等の推進により、不適切な治療を受容されるおそれ</li> <li>政府の偽造医薬品（ジェネリック医薬品）推進による、不適切な医療を受けるおそれ</li> </ul>					✓	✓	
消費者課題	患者様との関係	健康および安全	偽造医薬品撲滅への積極的な取り組み				✓	✓	✓	✓
			副作用報告の遅延、製品不良による回収				✓	✓	✓	
			事前の十分な説明なしに、患者に対して治験薬が用いられるおそれ		✓					
			投薬による副作用や、誤った投薬により、消費者の人権を脅かすおそれ						✓	
			患者様が使用しきれない医薬品を不適切に廃棄することによる環境への被害（米国等ではトイレに流すことが問題視されている）						✓	✓
その他	公衆衛生	パンデミックへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>未知のウイルスのパンデミックによる地域社会での衛生状況の悪化・人命危機</li> <li>パンデミックによる社会不安・治安悪化により、事業活動が阻害されるおそれ</li> </ul>				✓	✓		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>国境を越えたパンデミックに対する国際社会が十分な防御を講じられないおそれ</li> <li>国境を越えたパンデミックにより世界レベルで医薬品が不足する可能性</li> </ul>				✓	✓		
	個人情報	個人の疾病情報の管理	患者さんの個人データが流失し個人が特定されたり、不正に利用されるおそれ	✓	✓					

## 5.8 アパレル・繊維製品業界

アパレル・繊維製品業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業 / サプライチェーン	職場における待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (a)残業を織り込んだ生産計画や、縫製の現場で上流の計画の遅れを吸収するという事態により、(b)賃金水準が地域の生活水準に合わないことにより、(c)出来高払い賃金制により、あるいは(d)不良品・手直し品の大量発生など工場側の理由によって長時間労働が発生するおそれ</li> <li>・ 勤務管理が不適切なために、法で定められた休日が付与されなかったり、時間外労働の限度が守られていないおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓		
		賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイヤーからのコスト圧縮の圧力により、最低賃金が遵守されないおそれ</li> <li>・ 国によっては、最低賃金の改定が頻繁にあり最低賃金が遵守されないおそれ</li> <li>・ 法令遵守が不十分、あるいは勤務管理の不備で時間外労働に対する適正な報酬が支払われないおそれ</li> <li>・ 生産性の応じた公正な報酬が支払われないおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓		
		健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練、救急処置訓練、有害化学物質の取扱を含め、安全衛生教育が徹底されないおそれ</li> <li>・ 健康に有害な作業環境（騒音・振動・照度・室温・換気・局所排気など）への対応がされず、健康被害が出るおそれ</li> <li>・ 妊産婦、若年層などに危険または有害な業務に就かせるおそれ</li> <li>・ 危険または有害な作業場で個人用防護用具（PPE）が支給されず、作業者に危害が及ぶおそれ</li> <li>・ 点検義務のある機械や設備の点検がされず、作業員に危害が及ぶおそれ</li> <li>・ 機械・設備の安全装置、保護装置が不十分なために作業者に危害が及ぶおそれ</li> <li>・ 建物の老朽化、違法建築、非常口、避難通路などが違法状態で、労働者に危害が及ぶおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓				

アパレル・繊維製品業において 重要と考える人権課題 (つづき)			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場における待遇	懲戒処分	・ 就業規則の内容が不適切なために不当な懲罰や取扱いをされるおそれ	✓	✓	✓	✓	✓		
	差別	採用時	・ 性別、年齢に制限を加えた不平等な募集・採用をする可能性	✓	✓	✓	✓	✓		
		従業時	・ 性別、年齢の違いにより（女性蔑視）、労働環境や研修、昇進の機会において不平等な扱いを受ける可能性							
		多様性	・ 多様性を軽視したハラスメントを受ける可能性 ・ セクシュアル・マイノリティが不平等な扱いを受ける可能性							
	児童労働	最低年齢	・ 身分証明等が確認されないまま、または、偽造の身分証明に基づいて、最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ	✓	✓	✓				
強制労働	強制的な残業	・ 強制的な残業に従事させられているおそれ ・ 労働契約（雇用契約）が文書で明示されず、労働者が合意していない労働条件で働かせられるおそれ ・ 日本においては技能実習生の旅券・外国人登録証・在留カードの預け入れや、強制貯金により、自由な行動を制限するおそれ	✓	✓	✓					
	人身売買	・ 海外においては移民や難民の弱い立場を利用した強制的な労働をさせているおそれ								
結社の自由	結社の自由と団体交渉権	・ 労働組合の結成を拒んだり、団体交渉を正当な理由なく拒んだり、組合員に対する不利益な扱いや解雇するおそれ ・ ストライキを理由に解雇のおそれ	✓	✓	✓	✓				

アパレル・繊維製品業において重要と考える人権課題 (つづき)			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	得	使	捨
コミュニティ	資源	温暖化	・ エネルギーの効率的利用と CO2 の削減 (気候変動)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
		水ストレス	・ 皮なめし工場や染色工場、メッキ工場などで大量の水の使用や有害化学物質による河川の汚染により、周辺住民への健康被害や地域の環境に悪影響を及ぼすおそれ		✓	✓				
			・ 原材料 (綿花、牛、天然ゴム) 生産時に大量の水の使用	✓						
		生物多様性の保全	・ 木製製品製造のため森林生態系の保全に悪影響を及ぼすおそれ	✓	✓	✓	✓			
		自然資源の枯渇	・ 石油やガスなどの限度がある自然資源の枯渇 ・ 革新的で効率的な製品設計	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
		廃棄物処理	・ 廃棄物を放置したり、適切な業者を使用しないために廃棄物を不法に投棄するおそれ ・ 廃棄物削減に取り組まないことで、環境に悪影響が出るおそれ		✓	✓	✓	✓	✓	✓
消費者課題	消費者との関係	健康および安全	・ 消費者意識の変化と Ethical Market の育成、フェアトレードの推進に向けたポジティブな働きかけ	✓				✓	✓	
			・ 商品の品質とその安全性を高め、消費者へ及ぼすリスクの軽減	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
			・ 材料と商品のトレーサビリティ向上	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
			・ 運動不足とその影響	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

## 5.9 食品業

食品業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業/サプライチェーン	職場における待遇	労働時間	・ 自社/製造委託先の製造工場（取引先）、物流のドライバー等、すべての業務において長時間労働が発生するおそれ	✓	✓	✓	✓	✓		✓
		賃金	・ 賃金水準が地域の生活水準に合わない ・ 出来高払い賃金制の下で正当な賃金が支払われない ・ 研修生制度における不当な低賃金		✓					
		健康および安全	・ 製品製造（原料調達含む）や研究開発過程の危険作業、農薬を含む化学物質取扱い、労災対応の不備により、従業員/労働者の健康や安全が脅かされるおそれ	✓	✓	✓				
			・ 作業車両運転中の事故		✓	✓	✓	✓		✓
	差別	採用時	・ 人種、性別、宗教、地域、性的指向、障がい、民族、信条などにより採用の差別が起こるおそれ	✓	✓	✓	✓	✓		✓
		従業時	・ 外国人従業員/労働者が、言語の違いにより、安全教育へのアクセスにおいて不平等な扱いを受けるおそれ ・ 臨時従業員/労働者への安全教育の不徹底 ・ 臨時従業員/労働者が不安定な雇用形態を強いられるおそれ	✓	✓	✓	✓	✓		✓
		評価・処遇	・ 人種、性別、宗教、地域、性的指向、障がい、民族、信条などにより評価・処遇等で差別が発生するおそれ	✓	✓	✓	✓	✓		✓
	児童労働	—	・ 原料調達先において、最低就業可能年齢未満の児童労働が行われるおそれ ・ 児童が教育を受ける権利を喪失するおそれ		✓					

食品業において重要と考える人権課題（つづき）			具体的懸念事項	バリューチェーン							
				創	買	造	運	売	使	捨	
事業/サプライチェーン	強制労働	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節もの等の生産が集中する時期に、納期を守るために拘束的な労働が発生するおそれ</li> <li>・ 移民労働者に対する強制労働発生のおそれ</li> <li>・ 不法入国者などが非人道的扱いを受けるおそれ</li> <li>・ 研修生への搾取、危険労働への従事など</li> </ul>		✓						
	結社の自由と団体交渉権	国内法で認められていない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合が許されていない国において、あるいは認められつつも実体として適用されていない国において、（国際法に則った）結社の自由と団体交渉権が確保されないおそれ</li> </ul>		✓	✓					
コミュニティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原料調達先の大規模農業・漁業・林業により、コミュニティが生産高と漁獲高の減少に直面するおそれ</li> <li>・ 現地生態系や水へのアクセスへ影響を与えるおそれ</li> <li>・ 現地住民/先住民グループにとって文化的/歴史的/宗教的に重要な場所に損傷を与えるおそれ</li> <li>・ 単一作物化（換金作物への転換）により、食の自給体制が喪失するおそれ</li> <li>・ 工場立地によって現地住民の生活用水アクセス権が侵されるおそれ</li> <li>・ 気候変動により水リスクが発生するおそれ</li> </ul>		✓						
		土地へのアクセス	土地の所有権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場を建設する際に、地域住民や先住民のグループの土地に関する権利が無視されるおそれ</li> </ul>			✓				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の囲い込みで発生する地域住民の権利喪失</li> </ul>		✓	✓				

食品業において重要と考える人権課題（つづき）			具体的懸念事項	バリューチェーン							
				創	買	造	運	売	使	捨	
社会と政府	政府との関係	賄賂と腐敗	・ 工場設立にあたり、そのための用地取得や許認可取得等の際に賄賂を要求される		✓	✓					
消費者課題	健康および安全	適切な情報提供	・ 誤った食品表示により、消費者の健康被害を引き起こすおそれ ・ 正しい食の知識を消費者に伝えないことによる誤った認識							✓	
		責任あるマーケティング	・ 不適切なマーケティングによって消費者（特に未成年者）を誤った食行動に導くおそれ							✓	
		品質管理	・ 品質管理が十分でなく、消費者の健康を害するおそれ ・ 意図的な品質阻害	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
	プライバシー保護	-	・ 消費者キャンペーン、通信販売、会員登録などで得た個人情報の漏えい							✓	

## 5.10 紙・印刷業

### 5.10.1 紙業

紙業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業 / サプライチェーン	職場における待遇	健康および安全	・ 伐採の現場や大型機械を使用する工場において、労働災害が発生するおそれ		✓	✓	✓			
	差別	従業時	・ 性別、国籍などにより、研修・トレーニング、昇進面において不平等な扱いを受ける可能性		✓	✓	✓			
コミュニティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林資源に関わる部分で、先住民や地域住民の権利（水資源の利用を含む）が十分に考慮されないおそれ。特に自社森林ではなく、チップを原料として用いる場合、木材伐採時に人権侵害を引き起こす可能性</li> <li>・ 森林資源に係る生物多様性についての配慮が十分になされないおそれ</li> </ul>		✓	✓	✓			✓
	土地へのアクセス	土地の所有権	・ 歴史的背景から認められる土地の保有権等、伝統的な権利が見落とされるおそれ		✓					

5.10.2 印刷業

印刷業において重要と考える 人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場に おける 待遇	労働時間	・ 営業部門、生産現場、また、外注の下請けにおける長時間労働			✓	✓	✓		
		健康および 安全	・ 高速回転する印刷機への巻き込み事故 ・ 密閉された空間や印刷現場で化学物質（有機溶剤）を扱うことによる発がんリスク ・ 化学物質の漏えいによる健康被害リスクと水質汚染リスク			✓				
	差別	従業時	・ 外国人労働者が、言語の違いにより、大型機械の使用に際しての安全教育が十分になされないおそれ ・ 外国人労働者が給与面において、不平等な扱いを受けているおそれ			✓	✓			
	児童労働	—	・ サプライチェーン（下請け企業、ギフトプレミアムを生産するアジアの工場）において発生するおそれ		✓					
	強制労働	強制的な残業	・ 印刷需要の減少により国内印刷設備も減少。その影響で年末や期末の印刷需要が集中する時期に設備のあるところへ労働が集中。その状況において、長時間残業や作業員（外国人含む）の一時雇用と解雇でリスクが増える可能性		✓	✓	✓			
囚人の作業もしくは役務		・ 囚人労働（いわゆる刑務作業）が用いられ、その囚人に対して適正な賃金が支払われないおそれ（※欄外注記参照）但し、刑務作業の半値以下の印刷ビジネスが民間に登場しており、今後は民間からの印刷発注そのものが減っていくと予想。今後は、業界団体や民間企業は刑務作業における印刷作業がどのようになっていくかを認識し観察する必要あり		✓	✓					
消費者課題	消費者との関係	個人情報保護・管理	・ 個人に付与するナンバー制度の導入（国内ではマイナンバー制度）など個人情報の管理体制が変化する中で、個人情報の取り扱いが多い業界として個人情報の漏洩に関するリスクが継続 ・ 印刷業界に登場した新たなビジネスモデルは価格破壊を進めて今後拡大の見込み。価格優先のビジネスモデルによる個人情報管理への対応の遅れや印刷用紙の履歴確認の甘さを生むおそれ		✓	✓	✓	✓	✓	✓
コミュニティ	資源	天然資源の利用	・ 紙の調達先に対して、紙の原料となる木材の合法性調査の必要性		✓					

※日本においては、国の施策として民間よりの発注を受けて刑務所における作業（刑務作業）が行われている。これは全ての業界に関係しうる課題であり、印刷業界に限定されるものではない。

## 5.11 コンサルティング・監査

### 5.11.1 適合するバリューチェーン

創 る：研究開発、調査、監査の企画

買 う：外部協力会社への業務委託、オフィススペース・機器・備品・資材の調達、IT 調達（ハードウェア、ソフトウェアおよび間接的に調達するデータセンター用地、資材、電力、燃料、水など）、運輸サービス（鉄道、タクシー、航空券、ホテル等）、知的資産（書籍、有償レポート等）

作 る：企画立案、提案、調査レポート、監査計画・準備など

売 る：営業・提案・受託（対面／ネット）、コンサルティング・監査役務の提供

使 う：運輸サービス、イベント・研修スペース、各種オンラインサービス等

捨てる：償却

5.11.2 対象とする製品・サービスにおいて重要と考える人権課題と、  
関連するバリューチェーン

① 自社の事業運営における人権課題

コンサルティング・監査において重要と考える人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン					
				創	買	作	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場に おける 待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントに対するサービス提供の名の下に従業員に対して過剰な労働を強いる可能性</li> <li>業務が自己完結型であるため、会社や上司の指示によらない業務において、本人の意識が高く過剰な労働が起きる可能性</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
		賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働時間とも関連して、過剰な労働に対して十分な超過賃金が支払われないおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
		健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働、および業務の特性上過剰なストレスがかかるため、メンタルヘルスの問題を起こしやすい</li> <li>健康診断の未実施により、病気が進行するおそれ</li> <li>クライアントの職場に出入りする事があり、安全上のリスク</li> <li>移動時間及び距離が長いこと、心身への負担が大きく、交通事故等のリスクに晒されるおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
	差別	採用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣社員及び契約社員が正当な評価を受けずに採用されるおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
		従業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>多国籍のメンバーによりプロジェクトが構成されるため、人種、性別、性的指向、宗教、文化などにより、研修・トレーニング、配属、評価、昇進などで差別又は不平等な扱いを受けるおそれ</li> <li>女性が妊娠・出産などにより、研修・トレーニング、配属、評価、昇進などで差別又は不平等な扱いを受けるおそれ</li> <li>派遣社員が、契約条件外業務を強いられるおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
		整理解雇・解職	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣社員が、整理解雇に向けた不当な圧力を受けるおそれ</li> </ul>	✓		✓	✓	✓	
資源	天然資源（水や土地等）の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務上、大量の紙を使用するため、違法伐採された原料を使用した紙の使用を使うおそれ</li> <li>業務上使用するIT機器を稼働させるために電力を必要</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
政府との関係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約時に贈収賄が発生するおそれ</li> <li>贈収賄により、監査、報告の内容に対する公正さが損なわれるリスク</li> </ul>	✓		✓	✓			

## ② サービス提供先の企業運営における人権課題

コンサルティング・監査において 重要と考える人権課題			具体的懸念事項 *特に関連するバリューチェーンについて〔 〕内に記載	バリューチェーン					
				創	買	作	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	児童労働	危険な作業や雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントのサプライチェーン上において、当該事案が発生している場合、クライアントに対するサービスの提供を通じて間接的に助長させるおそれ</li> <li>監査業務においては、当該事案が発生していないかを監査するが、適切に監査が行われなかった場合、当該事案の発生を見逃すおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	強制労働	雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	<ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントのサプライチェーン上において、当該事案が発生している場合、クライアントに対するサービスの提供を通じて間接的に助長させるおそれ</li> <li>監査業務においては、当該事案が発生していないかを監査するが、適切に監査が行われなかった場合、当該事案の発生を見逃すおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓
コミュニティ	土地へのアクセス	自主的な土地移転を促す協議と補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントのサプライチェーン上において、当該事案が発生している場合、クライアントに対するサービスの提供を通じて間接的に助長させるおそれ</li> </ul>	✓	✓	✓	✓	✓	✓
社会と政府	政府との関係	人権に対する認識が低い国との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>クライアントが事業運営を行っている国、または進出を検討している国の中には、人権に対する認識が低い国がある恐れがあり、クライアントに対するサービスの提供を通じてこれらの国への投資や商品・サービスの販売、納税などを助長させるおそれ</li> <li>監査業務においては、当該事案が発生していないかを監査するが、適切に監査が行われなかった場合、当該事案の発生を見逃すおそれ</li> </ul>		✓	✓	✓		

6. 2015年度 ステークホルダー・エンゲージメントプログラム第1部 参加者一覧  
(五十音順)

● 企業参加者

- 浅野 洋一 旭硝子株式会社 CSR室 CSR企画グループ 主幹  
土居 義岳 旭硝子株式会社 CSR室 CSR企画グループ 主席  
吉本 譲二 株式会社アシックス グローバル法務・コンプライアンス統括部  
CSR・サステナビリティ室 部長  
中尾 洋三 味の素株式会社 CSR部 専任部長  
矢野 陽一朗 アビームコンサルティング株式会社 執行役員 プリンシパル  
戦略ビジネスユニット 経営戦略セクター  
森田 康之 アルプス電気株式会社 経営企画室 経営企画グループ/CSR推進グループ  
グループマネージャー  
安藤 理恵 アルプス電気株式会社 経営企画室 CSR推進グループ  
土肥 正彦 アンリツ株式会社 コーポレートコミュニケーション部  
CSR・CS推進チーム担当部長 兼 法務担当部長  
大澤 伸也 アンリツ株式会社 コーポレートコミュニケーション部  
CSR・CS推進チーム部長  
前田 浩 株式会社イー・キュー・マネジメント技研 代表取締役社長  
今井 由美子 SGホールディングス株式会社 総務部 広報・CSRユニット  
シニアマネジャー  
柴 重徳 SGホールディングス株式会社 総務部 広報・CSRユニット  
アシスタントマネジャー  
西 利道 SGSジャパン株式会社 認証サービス事業部 プロダクトマネージャー  
一蝶 茂人 SGSジャパン株式会社 認証サービス事業部 サステナビリティ担当  
大関 和彦 オリンプス株式会社 CSR・コンプライアンス統括室 CSR本部  
CSR推進部 課長  
花山 良太郎 オリンプス株式会社 製造部門 調達本部 調達企画部  
調達企画G 課長  
木村 則昭 カシオ計算機株式会社 CSR推進室 室長  
久保川 紳 カシオ計算機株式会社 総務人事統轄部 CSR推進室  
加統 達哉 川崎汽船株式会社 総務グループ CSR推進室長  
柿原 アツ子 川崎重工業株式会社 企画本部 CSR部長  
桜井 忍 川崎重工業株式会社 CSR部  
前田 大地 キヤスレーコンサルティング株式会社 セールス&コンサルティング部  
柳橋 尚智 キューピー株式会社 社会・環境推進部 課長  
菅野 勝美 キューピー株式会社 社会・環境推進部 課長  
三井 英一郎 共同印刷株式会社 CSR本部 コーポレートコミュニケーション部

本山 聡平 サノフィ株式会社 渉外本部 CSR 推進部 部長  
 藤解 和尚 株式会社ジェーシービー 広報部 CSR 室 CSR エキスパート  
 上杉 泰範 新日鉄住金エンジニアリング株式会社 マネジメントセンター CSR・広報部長  
 畠山 美佐 第一三共株式会社 CSR 部 主査  
 田中 利正 株式会社ダスキン 経営企画部 参事  
 坂吉 快太 株式会社ダスキン 経営企画部 副参事  
 佐藤 和直 デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社  
 シニアコンサルタント  
 向井 真代 デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社 コンサルタント  
 佐々木 智子 株式会社 東芝 CSR 推進室 参事  
 相馬 季子 株式会社 東芝 CSR 推進室 参事  
 曾根崎 修司 TOTO 株式会社 ESG 推進部 ESG 推進グループ グループリーダー  
 高橋 映理子 TOTO 株式会社 経営企画本部 ESG 推進部 ESG 推進グループ  
 平田 恭子 西日本旅客鉄道株式会社 東京本部 企画課長  
 芋原 麻左乃 株式会社ニチレイ 技術戦略企画部 知的財産グループリーダー  
 妹川 久人 日本たばこ産業株式会社 経営企画部部長  
 瀬藤 由紀子 日本たばこ産業株式会社 CSR 推進部次長  
 大森 征樹 日本たばこ産業株式会社 CSR 推進部次長  
 佐藤 健吾 日本通運株式会社 CSR 部 次長  
 森実 尚子 日本電気株式会社 コーポレートコミュニケーション部  
 CSR・社会貢献室長  
 吉野 浩 日本電気株式会社 ソフト・ソリューション資材部 調達改革統括部  
 シニアエキスパート  
 小杉 和枝 日本郵船株式会社 経営企画本部 広報 CSR グループ  
 CSR 推進チーム チーム長  
 高崎 晃彦 日本郵船株式会社 総務本部 人事グループ 統括チーム  
 (コーポレート・シティズンシップ・オフィス) チーム長  
 富田 英樹 ネスレ日本株式会社 マーケティング & コミュニケーション本部  
 コーポレートアフェアーズ統括部 ステークホルダーリレーションズ室  
 室長  
 中沢 健夫 株式会社野村総合研究所 コーポレートコミュニケーション部  
 CSR 推進室長  
 窪田 有理香 株式会社 日立製作所 CSR・環境戦略本部 CSR 推進部 主任  
 星野 俊彦 富士フイルムホールディングス株式会社  
 経営企画部 CSR グループ シニアエキスパート  
 小島 麻理 富士フイルムホールディングス株式会社 経営企画部 CSR グループ  
 マネージャー  
 佐藤 雅宏 ミズノ株式会社 法務部グローバル CSR 室 課長

経済人コー円卓会議日本委員会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-33 渋谷三信マンション 505 号室  
 電話: 03-5728-6365 FAX: 03-5728-6366 <http://www.crt-japan.jp>

山岸 誠司 三井住友銀行 経営企画部 CSR 室長  
 末廣 孝信 三井住友銀行 経営企画部 CSR 室 上席室長代理  
 瓜生 振一郎 三菱重工業株式会社 グループ戦略推進室広報部 CSR グループ  
 グループ長  
 館野 安奈 三菱重工業株式会社 グループ戦略推進室 広報部 CSR グループ  
 西澤 あづみ 三菱重工業株式会社 グループ戦略推進室 広報部 CSR グループ  
 山添 真喜子 株式会社三菱総合研究所 経営コンサルティング本部 事業戦略グループ  
 主任研究員  
 杉下 寛樹 株式会社三菱総合研究所 経営コンサルティング本部 事業戦略グループ  
 研究員  
 松田 康宏 株式会社リコー サステナビリティ推進本部 社会環境室  
 CSR グループ シニアスペシャリスト  
 牛尾 洋二 株式会社リコー コーポレート統括本部 人事部 ER 推進グループ  
 リーダー

● 協力会社参加者

本木 啓生 株式会社イースクエア 代表取締役社長  
 平井 加世 株式会社イースクエア コンサルティンググループ マネジャー  
 後藤 卓 株式会社サステナビリティ・コミュニケーション・ハブ 代表  
 山吹 善彦 株式会社シータス&ゼネラルプレス コミュニケーション革新部長  
 植木 定史 株式会社シータス&ゼネラルプレス コミュニケーション革新部  
 CSR 革新室長  
 今津 秀紀 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部  
 トップアイデアセンター マーケティング企画本部  
 ブランドコミュニケーションチーム 係長 プロデューサー  
 中村 佳正 株式会社ブレーションセンター 取締役 プロデューサー  
 望月 未英 株式会社ブレーションセンター 企画編集部 ディレクター

● オブザーバー参加者

村田 啓 中日本高速道路株式会社 総務本部 契約審査部 発注審査  
 チームリーダー  
 渡 宏之 中日本高速道路株式会社 経営企画本部 企画部経営企画チーム  
 サブリーダー

非公開（企業 2 人、組織 1 人、行政 2 人）

● NGO/NPO、及び有識者参加者

- 土井 陽子 公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本 渉外担当  
鳥井 一平 移住連・移住労働者と連帯する全国ネットワーク 代表理事  
大曲 由起子 移住連・移住労働者と連帯する全国ネットワーク 事務局次長  
高橋 郁 特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン（認定 NPO 法人） 事務局長  
三柴 淳一 国際環境 NGO FoE Japan 事務局長  
鈴木 均 株式会社 国際社会経済研究所 代表取締役社長  
遠藤 直見 株式会社 国際社会経済研究所  
グローバルビジネスリサーチ部・主幹研究員  
古谷 由紀子 サステナビリティ消費者会議（CCFS） 代表  
消費者庁消費者教育推進会議委員  
高橋 聖子 ジェンダー・アクション・プラットフォーム プログラム担当  
大崎 麻子 ジェンダー・アクション・プラットフォーム アドボカシー担当  
斎藤 万里子 ジェンダー・アクション・プラットフォーム プログラム担当  
荒井 勝 NPO 法人 社会的責任投資フォーラム 会長  
原田 公 熱帯林行動ネットワーク(JATAN) 事務局長  
中司 喬之 熱帯林行動ネットワーク(JATAN) 運営委員  
堀江 由美子 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 提言マネージャー  
森本 美紀 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
「子どもの権利とビジネス」 担当  
川上 豊幸 レインフォレスト・アクション・ネットワーク 日本代表  
藤田 裕喜 特定非営利活動法人 レインボー・アクション 事務局長

● 総評参加者

- 寺中 誠 東京経済大学 現代法学部 非常勤講師  
熊谷 謙一 日本 ILO 協議会 企画委員  
高橋 宗瑠 ビジネス・人権資料センター 日本代表

ご意見を寄せていただいた方々

1社1団体1大学

「業界毎に重要な人権課題(案)」に対する意見の募集 について」に対して、以下の方々より貴重なご意見をいただきました。感謝いたします。(五十音順)

- 株式会社シータス&ゼネラルプレス 関西オフィス  
原田 京子氏
- 特定非営利活動法人 アジア・コミュニティ・センター21  
代表理事 伊藤 道雄氏
- 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻ビジネススクール (43名)  
柏田 滉太氏、志賀 孝史氏、園田 佳樹氏、青木 浩樹氏、荒木 憲氏、荒木 拓郎氏、  
有吉 千絵氏、李 杏恩氏、井上 真翔氏、小川 徹郎氏、小川 弘美氏、喬 明華氏、  
桐生 泰伸氏、古村 達也氏、権藤 人生氏、佐久間 俊輔氏、生嶋 拓也氏、  
下川 泰史氏、下田 恭平氏、張 杰氏、陳 金萍氏、丁 彦君氏、寺田 尚平氏、  
中島 誠氏、長菅 隆義氏、蓮池 勢津子氏、檜垣 英人氏、日高 太一氏、  
平尾 拓人氏、福島 慎吾氏、藤山 龍平氏、古田 貴典氏、三重野 通和氏、  
溝部 エリ子氏、宮原 浩一氏、森 智之氏、森 由希恵氏、森永 健太郎氏、  
山本 真理子氏、吉武 堯晶氏、吉松 孝氏、脇山 和之氏、ライト ジョナサン氏

以上